

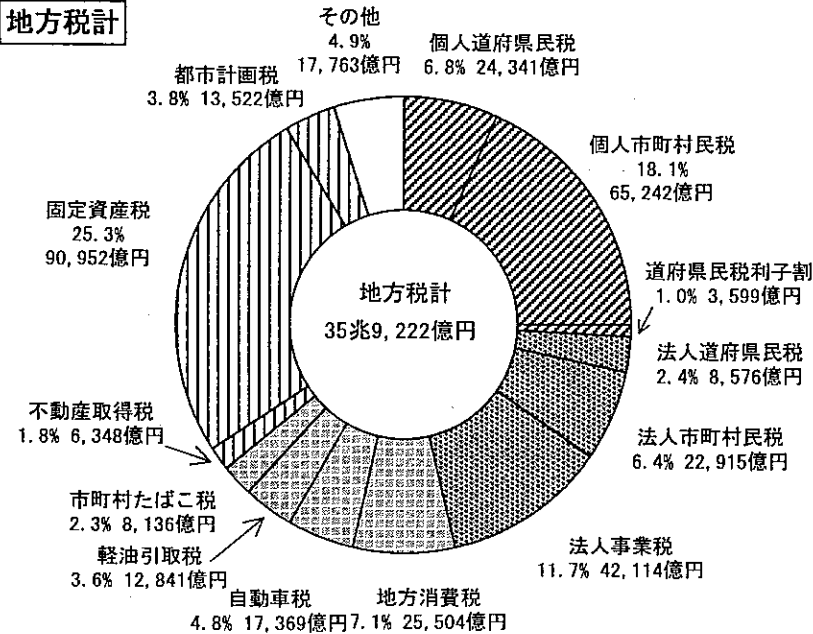
個人住民税関係資料

個人住民税の概要

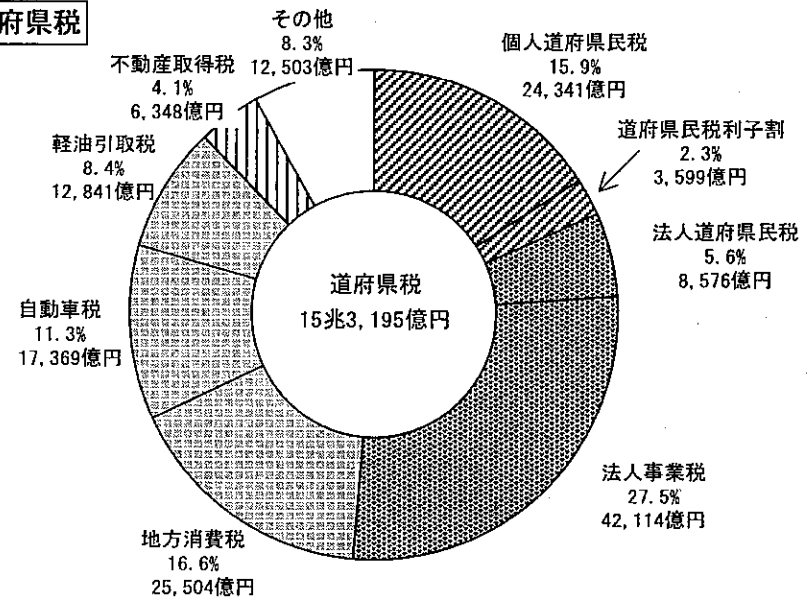
区 分		個 人 住 民 税		(参考) 所 得 税																																												
課税主体		賦課期日（1月1日）現在の住所地の市（区）町村及び都道府県		国																																												
納税義務者		市町村・都道府県内に住所を有する個人等		日本国内に住所又は居所を有する個人等																																												
課税方式		賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）		申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）																																												
課税標準		（所得割）前年中の所得金額		所得金額（現年）																																												
所得控除		・ 基礎控除 33万円 ・ 配偶者控除 33万円 ・ 配偶者特別控除 最高33万円 ・ 扶養控除 33万円 等		・ 同左 38万円 ・ " 38万円 ・ " 最高38万円 ・ " 38万円 等																																												
課税最低限		夫婦子2人（子のうち1人は特定扶養親族） 【平成12年度】 309.5万円		同左 【平成12年分】 368.4万円																																												
税率		<table><tr><td rowspan="6">所得割</td><td>課税総所得金額等</td><td colspan="3">標準税率</td></tr><tr><td></td><td>(都道府県)</td><td>(市町村)</td><td>(合 計)</td></tr><tr><td>200万円以下</td><td>2%</td><td>3%</td><td>5%</td></tr><tr><td>700万円以下</td><td>2%</td><td>8%</td><td>10%</td></tr><tr><td>700万円超</td><td>3%</td><td>10%</td><td>13%</td></tr><tr><td colspan="4">課税長期譲渡所得金額（平11.1.1～12.12.31の譲渡）</td></tr><tr><td>一律</td><td>2%</td><td>4%</td><td>6%</td></tr></table>		所得割	課税総所得金額等	標準税率				(都道府県)	(市町村)	(合 計)	200万円以下	2%	3%	5%	700万円以下	2%	8%	10%	700万円超	3%	10%	13%	課税長期譲渡所得金額（平11.1.1～12.12.31の譲渡）				一律	2%	4%	6%	<table><tr><td>課税総所得金額等</td><td>税率</td></tr><tr><td>330万円以下</td><td>10%</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>20%</td></tr><tr><td>1,800万円以下</td><td>30%</td></tr><tr><td>1,800万円超</td><td>37%</td></tr><tr><td colspan="2">課税長期譲渡所得金額（同左）</td></tr><tr><td>一律</td><td>20%</td></tr></table>		課税総所得金額等	税率	330万円以下	10%	900万円以下	20%	1,800万円以下	30%	1,800万円超	37%	課税長期譲渡所得金額（同左）		一律	20%
所得割	課税総所得金額等	標準税率																																														
		(都道府県)	(市町村)		(合 計)																																											
	200万円以下	2%	3%		5%																																											
	700万円以下	2%	8%		10%																																											
	700万円超	3%	10%		13%																																											
	課税長期譲渡所得金額（平11.1.1～12.12.31の譲渡）																																															
一律	2%	4%	6%																																													
課税総所得金額等	税率																																															
330万円以下	10%																																															
900万円以下	20%																																															
1,800万円以下	30%																																															
1,800万円超	37%																																															
課税長期譲渡所得金額（同左）																																																
一律	20%																																															
		<table><tr><td>均等割</td><td>都道府県（標準税率）</td><td>1,000円</td></tr><tr><td></td><td>人口50万以上の市（同上）</td><td>3,000円</td></tr><tr><td></td><td>人口5万以上50万未満の市（同上）</td><td>2,500円</td></tr><tr><td></td><td>上記以外の市及び町村（同上）</td><td>2,000円</td></tr></table>		均等割	都道府県（標準税率）	1,000円		人口50万以上の市（同上）	3,000円		人口5万以上50万未満の市（同上）	2,500円		上記以外の市及び町村（同上）	2,000円																																	
均等割	都道府県（標準税率）	1,000円																																														
	人口50万以上の市（同上）	3,000円																																														
	人口5万以上50万未満の市（同上）	2,500円																																														
	上記以外の市及び町村（同上）	2,000円																																														
税額控除		二重負担の調整のためのもの ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 ----- 政策的見地からのもの （なし） ----- 定率による税額控除 ・ 所得割額の15%相当額（限度額4万円）を控除		二重負担の調整のためのもの ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 ----- 政策的見地からのもの ・ 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除 ・ 増加試験研究費特別控除 等 ----- 定率による税額控除 ・ 所得税額の20%相当額（限度額25万円）を控除																																												
税収（平成10年度決算額）		89,584億円		169,961億円																																												

道府県税及び市町村税の税収の構成比(平成10年度決算額)

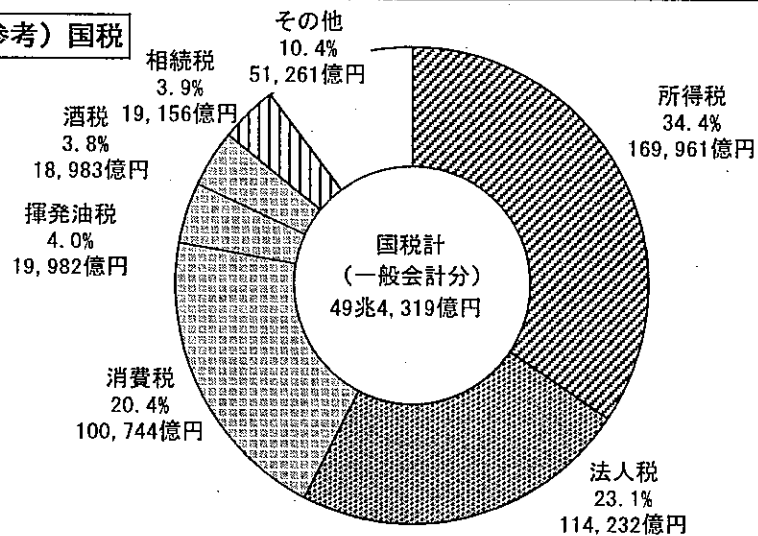
地方税計



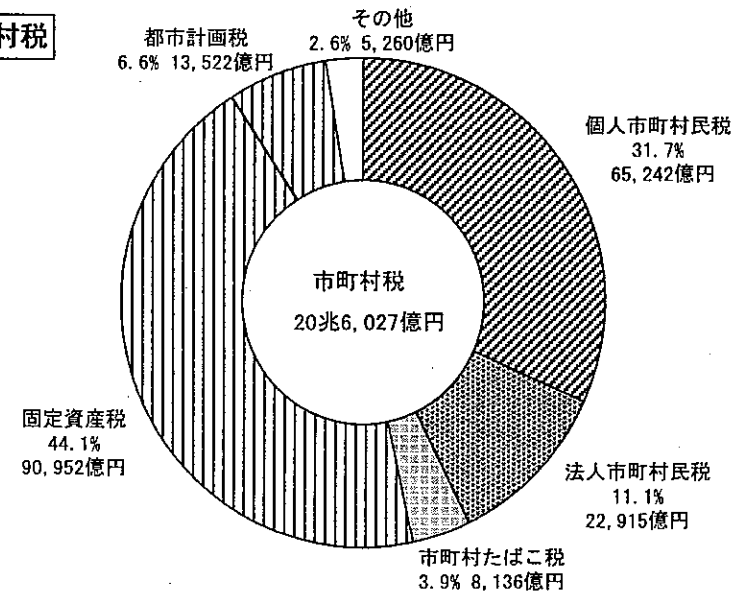
道府県税



(参考) 国税

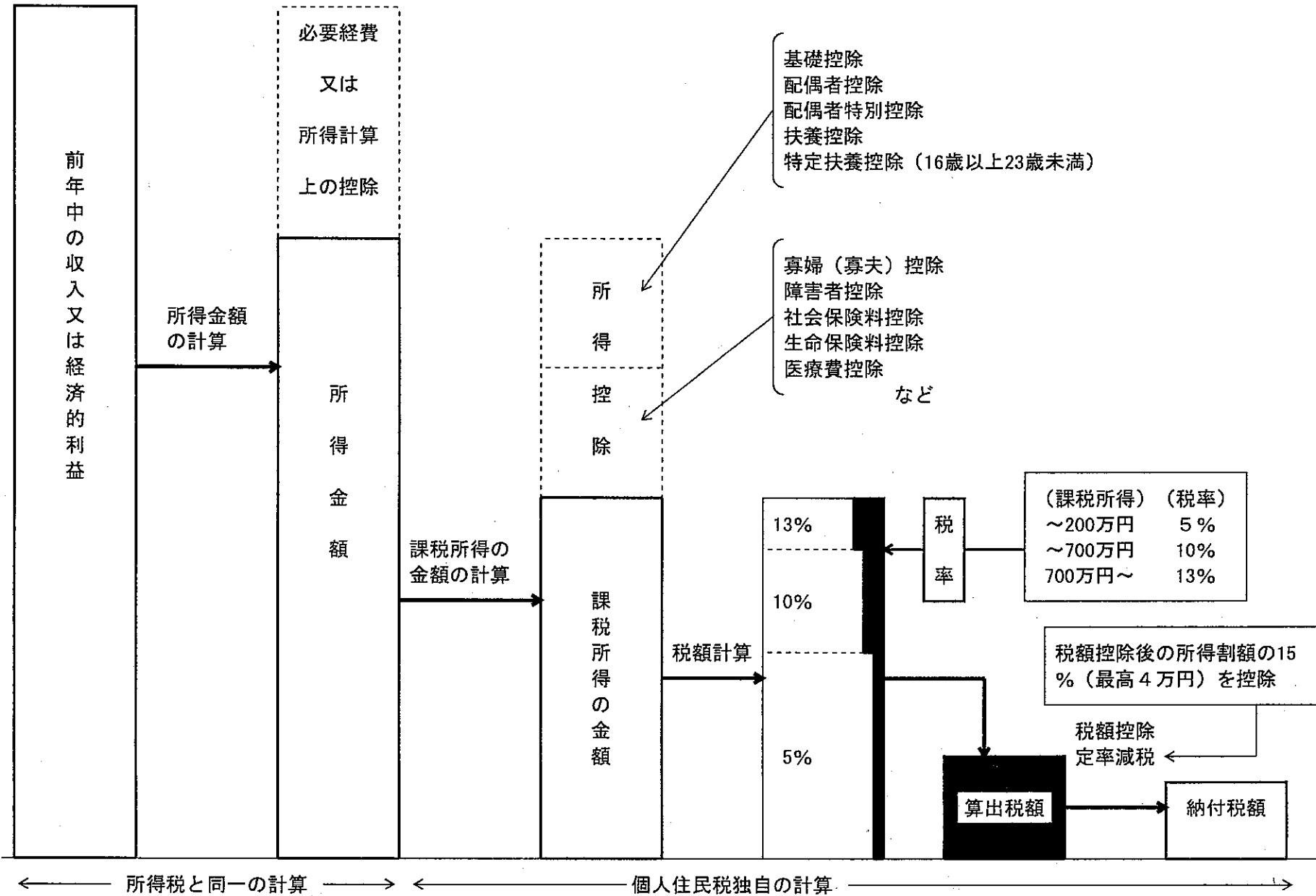


市町村税



(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

個人住民税所得割の課税の基本的な仕組み



地方税収の構成等について

平成12年度地方財政計画

(単位：兆円)

昭和63年度決算 (単位：兆円)

歳入	歳出
地方債 5.6 (8.3%) その他 10.5 (15.5%) 国庫支出金 10.0 (14.7%) 地方交付税 11.2 地方譲与税 0.5 (17.2%) 地方税 30.1 (44.3%)	(形式収支) 人件費 19.9 (30.0%) 公債費 6.2 (9.3%) 投資的経費 19.6 (29.5%) その他 20.7 (31.2%)
	66.4

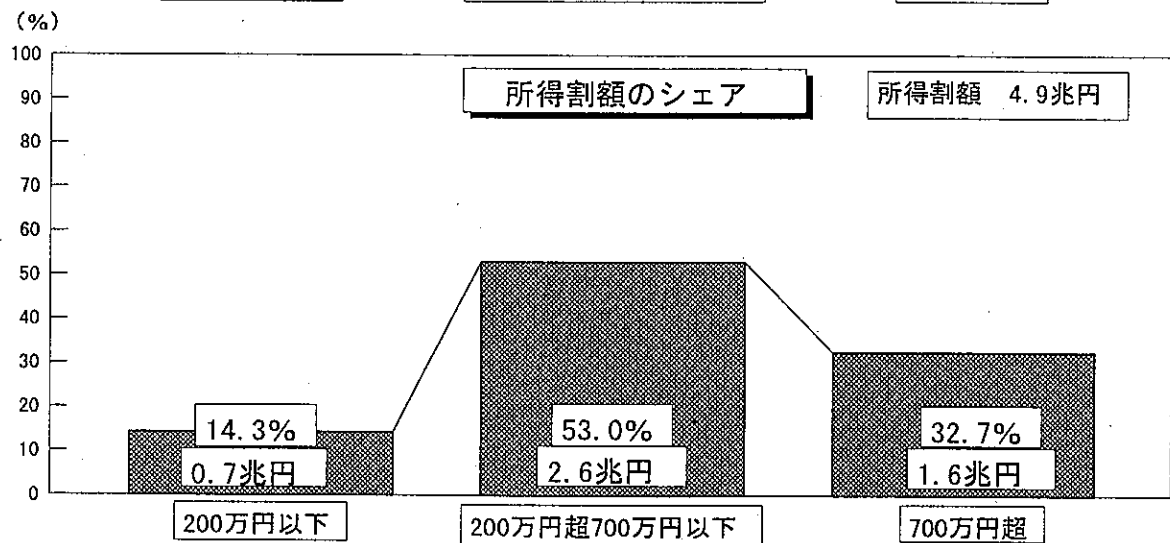
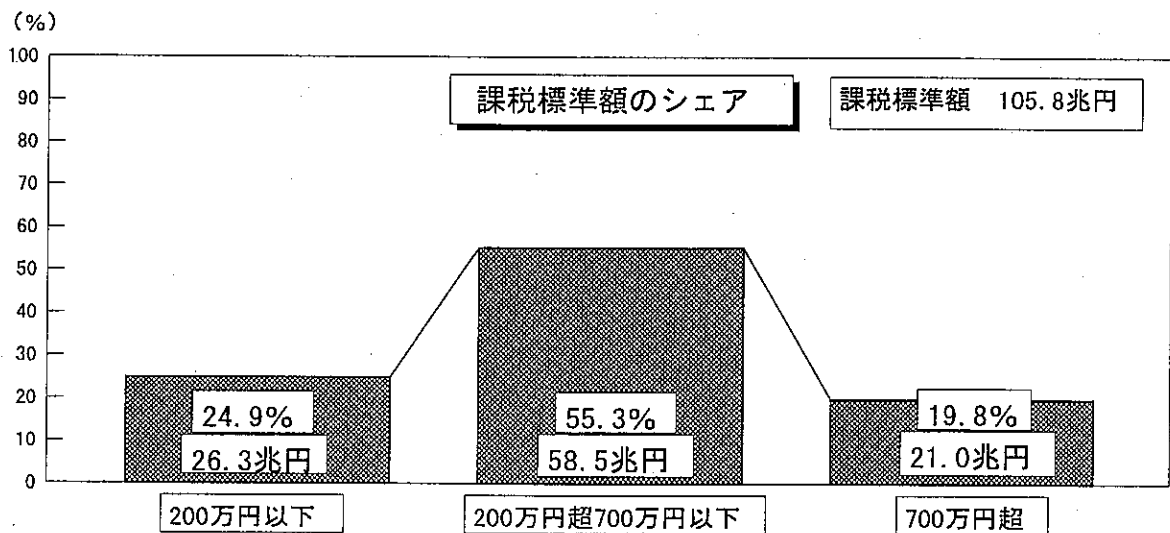
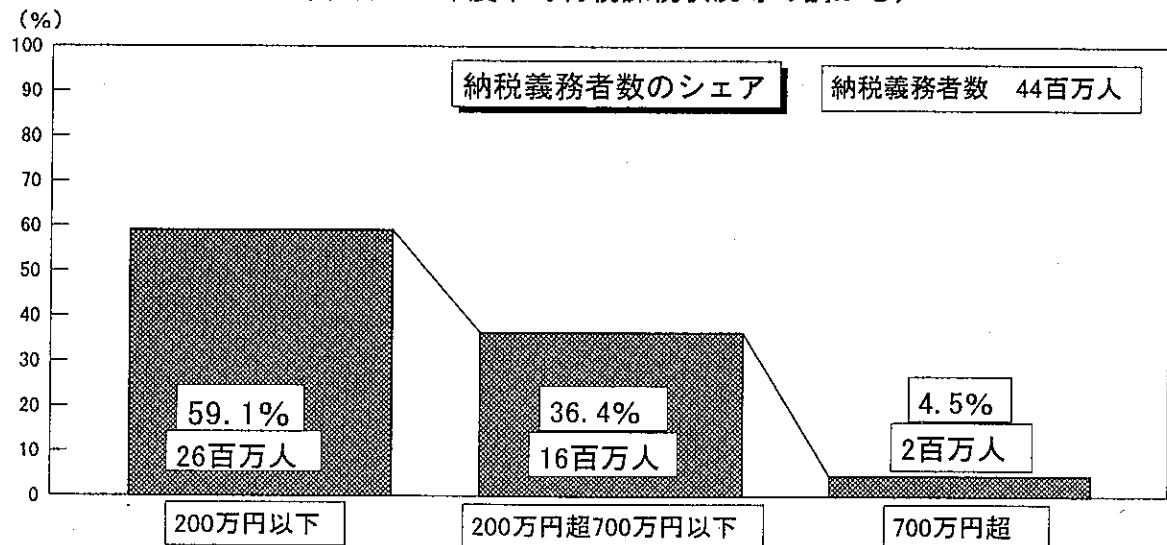
歳入	歳出
地方債 11.1 (12.5%) その他 6.8 (7.6%) 国庫支出金 13.0 (14.6%) 地方特例交付金 0.9 地方交付税 21.4 地方譲与税 0.6 (25.8%) 地方税 35.1 (39.5%)	給与関係経費 23.7 (26.7%) 公債費 12.1 (13.6%) 投資的経費 28.4 (31.9%) その他 24.7 (27.8%)
	88.9

個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行（平成12年度分）
税 率 構 造	給与収入 5,482.7万円 → 18% 1,324.8万円 → 17% 415.8万円 → 16% 223.1万円 → 15% 14段階 市町村民税 4% 道府県民税 2%	給与収入 3年3月改正前 963.0万円 → 15% 509.6万円 → 10% 3段階 市町村民税 4% 道府県民税 2%	給与収入 1,149.4万円 → 13% 584.6万円 → 10% 3段階 9年3月改正前 市町村民税 3% 道府県民税 2%
課 税 最 低 限	（夫婦子2人の 給与所得者の場合） 191.2万円 （昭和62年度分）	284.9万円 （平成6年度分）	309.5万円 （平成12年度分）

給与所得者に係る課税標準額段階別の個人市町村民税所得割の納税義務者数、
課税標準額及び所得割額のシェア

(平成11年度市町村税課税状況等の調から)



世帯構成に応じた個人住民税の課税最低限の内訳（平成12年度分）

（夫婦子2人の給与所得者の場合 3,095千円）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,108千円	217千円	330千円	330千円	330千円	330千円	450千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合 2,380千円）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除
894千円	166千円	330千円	330千円	330千円	330千円

（夫婦のみの給与所得者の場合 1,857千円）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
737千円	130千円	330千円	330千円	330千円

（独身の給与所得者の場合 1,053千円）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
650千円	73千円	330千円

個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法（平成12年度分）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
-------------	---------------------------------	------------------	-----------------------	---------------------------------	------------------	----------------------------

(1,108千円)

(217千円)

(330千円)

(330千円)

(330千円)

(330千円)

(450千円)

給与収入 3,095千円

（注）夫婦子2人の場合（子2人のうち1人は特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に該当）

$$\begin{array}{rcl}
 X & - & (X \times 0.3 + 180,000) - X \times 0.07 - 1,770,000 = 0 \\
 \text{給与収入} & & \text{給与所得控除} \quad \text{社会保険料控除} \quad \text{基礎控除} \\
 & & \text{配偶者控除} \\
 & & \text{配偶者特別控除} \\
 & & \text{扶養控除}
 \end{array}$$

これを解くと $X \div 3,095$ 千円

個人住民税・所得税の人的控除等一覧

(単位：万円)

項 目			個人住民税	所 得 税
基礎的な人的控除	基礎控除		3 3	3 8
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 3	3 8
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	3 8	4 8
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
	配偶者特別控除		最高 3 3	最高 3 8
	扶養控除	扶養親族	3 3	3 8
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	4 5	6 3
		老人扶養親族(70歳以上)	3 8	4 8
		同居老親等加算	+ 7	+ 1 0
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
特別な人的控除	老年者控除(本人)		4 8	5 0
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 6	2 7
		特別障害者(同上)	3 0	4 0
	寡婦控除(本人)	寡婦	2 6	2 7
		特定の寡婦加算	+ 4	+ 8
	寡夫控除(本人)		2 6	2 7
白色事業専従者控除	勤労学生控除(本人)		2 6	2 7
		配偶者	8 6	8 6
		配偶者以外	5 0	5 0

基礎的な人的控除額等の推移（個人住民税）

	62年度分	63・元年度分	2年度分	3～5年度分	6年度分	7年度分	8～10年度分	11年度分	12年度分
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
基礎控除	26	28	30	31	31	33	33	33	33
配偶者控除									
控除対象配偶者	26	28	30	31	31	33	33	33	33
老人控除対象配偶者	27	29	35	36	36	38	38	38	38
配偶者特別控除	—	14	30	31	31	33	33	33	33
扶養控除									
扶養親族	26	28	30	31	31	33	33	33	33
特定扶養親族	—	—	35	36	39	41	41	43	45
老人扶養親族	27	29	35	36	36	38	38	38	38
課税最低限	191.2	226.1	272.2	280.1	284.9	300.7	303.1	306.3	309.5

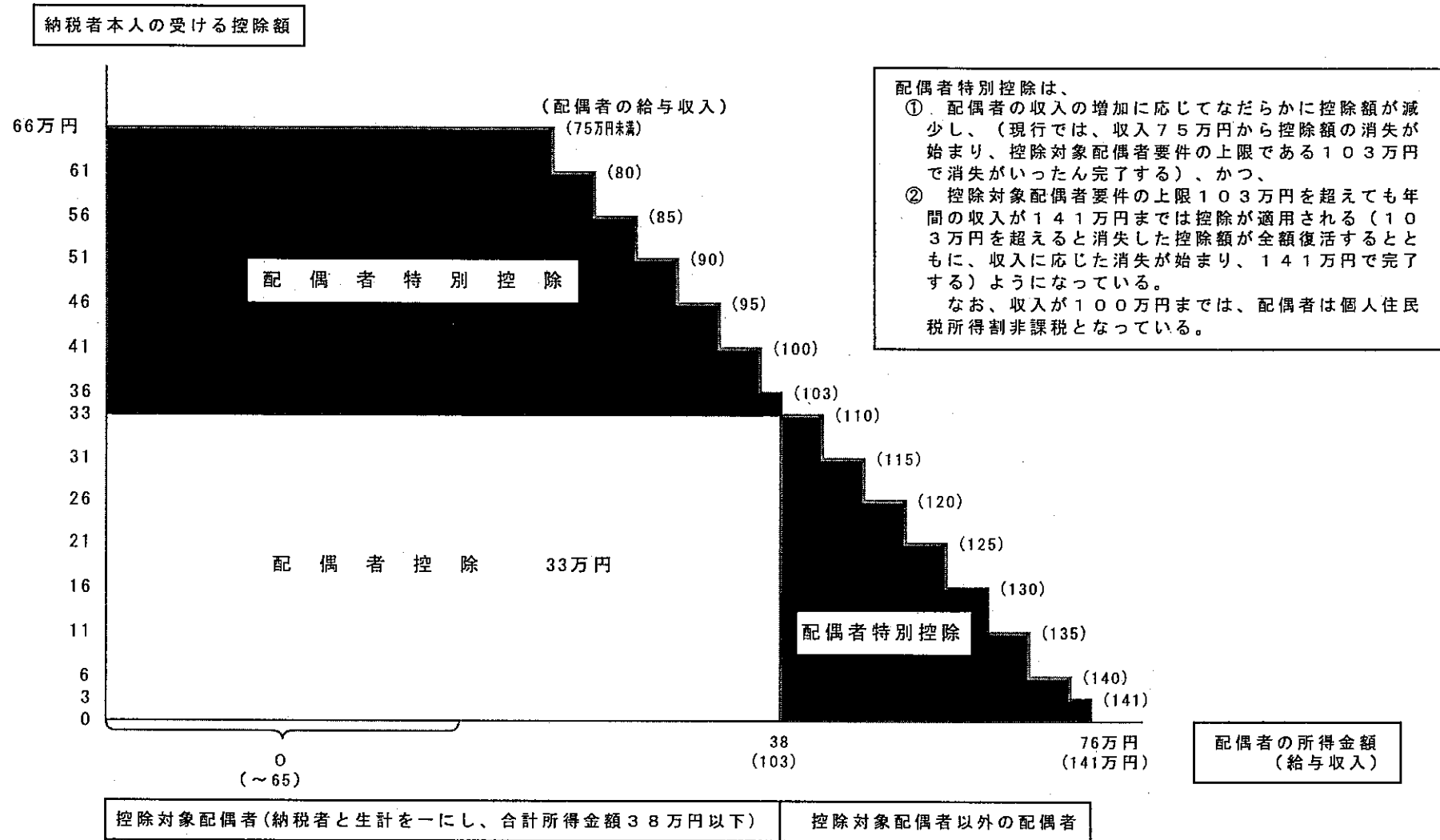
配偶者控除・配偶者特別控除の沿革（個人住民税）

	配 偶 者 控 除 額	配 偶 者 特 別 控 除 額
昭和41・42年度	(扶養控除に代えて 配偶者控除を創設)	
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50・51		
52・53		
54		
55～58		
59		
60～62		
63・平成元	(26万円)	(昭和63年度創設) (本人の所得要件) 140,000円 800万円以下
平成 2		300,000円 1,000万円以下
3～6		310,000円 "
7～		330,000円 "

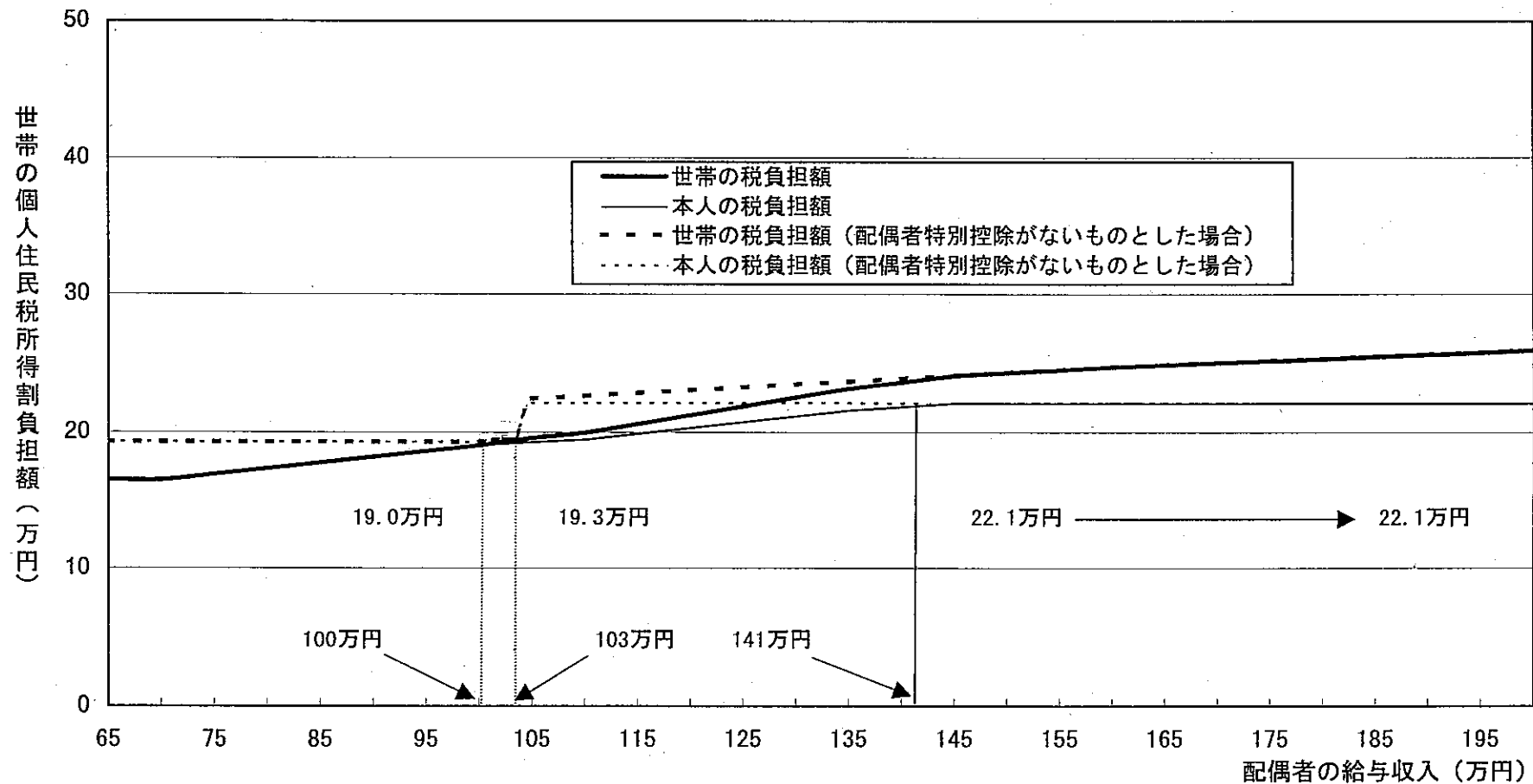
(注) 1. 上記金額は平年度ベースである。

2. 昭和59年度の()書は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和58年法律第68号)適用後の額である。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）

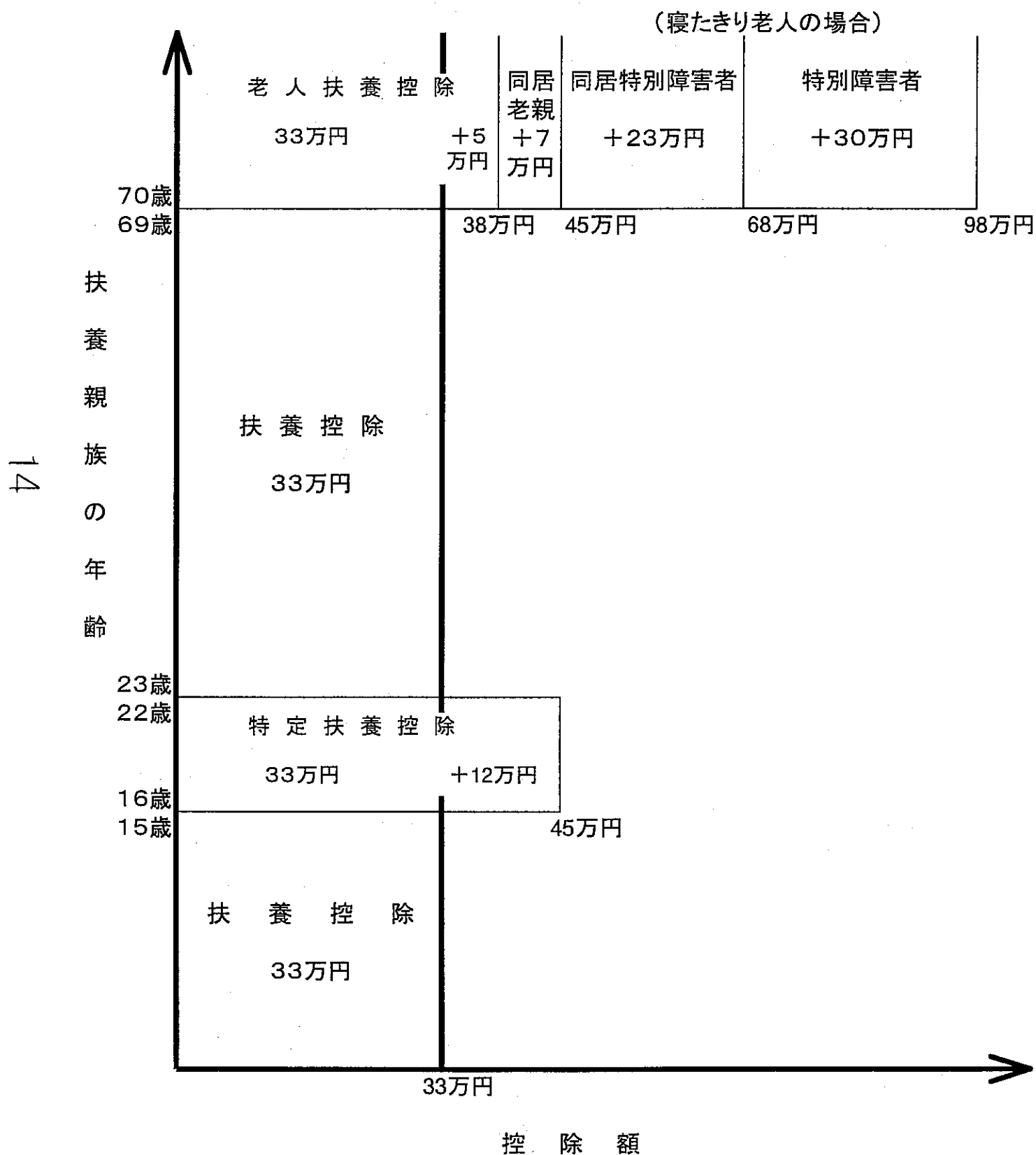


パート世帯の個人住民税所得割税負担の状況（夫婦子2人のサラリーマン世帯）
（本人の給与収入を700万円と仮定した場合）



- （備考） 1. 本人の給与収入を700万円とし、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. 子2人は本人の扶養親族とし、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 3. 給与収入100万円以下の配偶者は、所得金額が所得割の非課税限度額（35万円）以下となる。

個人住民税における扶養控除の概要



扶養控除の沿革（個人住民税）

	扶養控除		特定扶養親族		老人扶養親族		同居老親等	
昭和37年度	1 人目	7万円	(昭和37年度創設)		(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)			
昭和41年度	2 人目以降	3万円	(配偶者無世帯の1人目)					
昭和43年度	4万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)					
昭和44年度	5万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)					
昭和45年度	6万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)					
昭和46年度	8万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)					
昭和47年度	10万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)					
昭和48年度	11万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)		(48年度創設)			
昭和49年度	12万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)		14万円			
昭和50年度	14万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)		16万円			
昭和52年度	17万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)		19万円			
昭和54年度	19万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)		20万円			
昭和55年度	20万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)		21万円		(55年度創設)	
昭和59年度	22万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)		23万円		26万円	
昭和63年度	26万円	(配偶者無世帯の1人目)	(年間所得5万円超の配偶者がある場合1人目7万円)		27万円		31万円	
平成2年度	28万円	(配偶者無世帯の1人目)	(2年度創設)		29万円		33万円	
平成3年度	30万円	(配偶者無世帯の1人目)	35万円		35万円		42万円	
平成6年度	31万円	(配偶者無世帯の1人目)	36万円		36万円		43万円	
平成7年度	"	(配偶者無世帯の1人目)	39万円		"		"	
平成11年度	33万円	(配偶者無世帯の1人目)	41万円		38万円		45万円	
平成12年度	"	(配偶者無世帯の1人目)	43万円		"		"	
	"	(配偶者無世帯の1人目)	45万円		"		"	

- (注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。
- 2 昭和37年度から昭和40年度までは本文方式による控除額である。

特別な人的控除の概要（個人住民税）

	対 象 者	控 除 額	所 得 要 件
障 害 者 控 除	・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	
(特別障害者控除)	・ 上記の者が特別障害者である場合	30万円	
老 年 者 控 除	・ 本人が65歳以上の者	48万円	年間所得 1,000万円以下
寡 婦 控 除	・ 夫と死別した者や夫と離婚をして扶養親族を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	26万円	(扶養親族を有しない場合のみ) 年間所得 500万円以下
(特定寡婦加算)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+4万円	年間所得 500万円以下
寡 夫 控 除	・ 妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	26万円	年間所得 500万円以下
勤 労 学 生 控 除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	26万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下

個人住民税の各種人的所得控除の適用状況（平成11年度分）

区 分	適用人員（千人）	控除総額（億円）
基礎控除（33万円）	52,321	172,659
配偶者控除	15,070	50,026
一般（33万円）	14,479	47,780
老人配偶者（38万円）	591	2,246
同居特障加算（+23万円）	(164)	(377)
配偶者特別控除（最高33万円）	14,757	42,062
扶養控除	31,288	114,686
一般（33万円）	20,091	66,301
特定扶養（43万円）	6,968	29,962
老人扶養（38万円）	867	3,296
同居老親（45万円）	3,362	15,127
同居特障加算（+23万円）	(340)	(782)
障害者控除	1,684	4,714
一般（26万円）	847	2,202
特別障害者（30万円）	837	2,512
老年者控除（48万円）	3,695	17,738
寡婦（寡夫）控除	722	2,001
寡婦（26万円）	316	822
特別寡婦（30万円）	309	926
寡夫（26万円）	97	253
勤労学生控除（26万円）	3	9
人的所得控除合計		403,895

- （注） 1 「市町村税課税状況等の調」（自治省税務局）による。
2 障害者控除の適用人員欄の数字は単純合計であり、障害者控除の適用を受けた実人員は1,604千人である。
3 配偶者控除及び扶養控除欄の同居特別障害者加算の数字は、適用人員から推計したものである。
4 扶養控除の適用人員欄の数字は扶養親族数である。扶養控除の適用を受けた実人員は17,204千人である。

その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失額－保険金等による補填額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円）
損害保険料控除（平成3年度）	損害保険料（傷害保険料及び医療費用保険料を含む。）を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期2千円、長期1万円）
寄 附 金 控 除（平成2年度）	都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金又は住所地の都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{寄附金控除額}$

（注）（ ）内は創設年度

個人住民税の各種所得控除の適用状況（平成11年度分）

	適用人員（千人）	控除総額（億円）
雑損控除	19	121
医療費控除	3,009	6,805
社会保険料控除	48,555	232,015
小規模企業共済等掛金控除	1,056	4,368
生命保険料控除	43,158	17,835
一般	33,663	—
個人年金	9,495	—
損害保険料控除	23,955	1,008
寄附金控除	10	58

（注）「市町村税課税状況等の調」による。

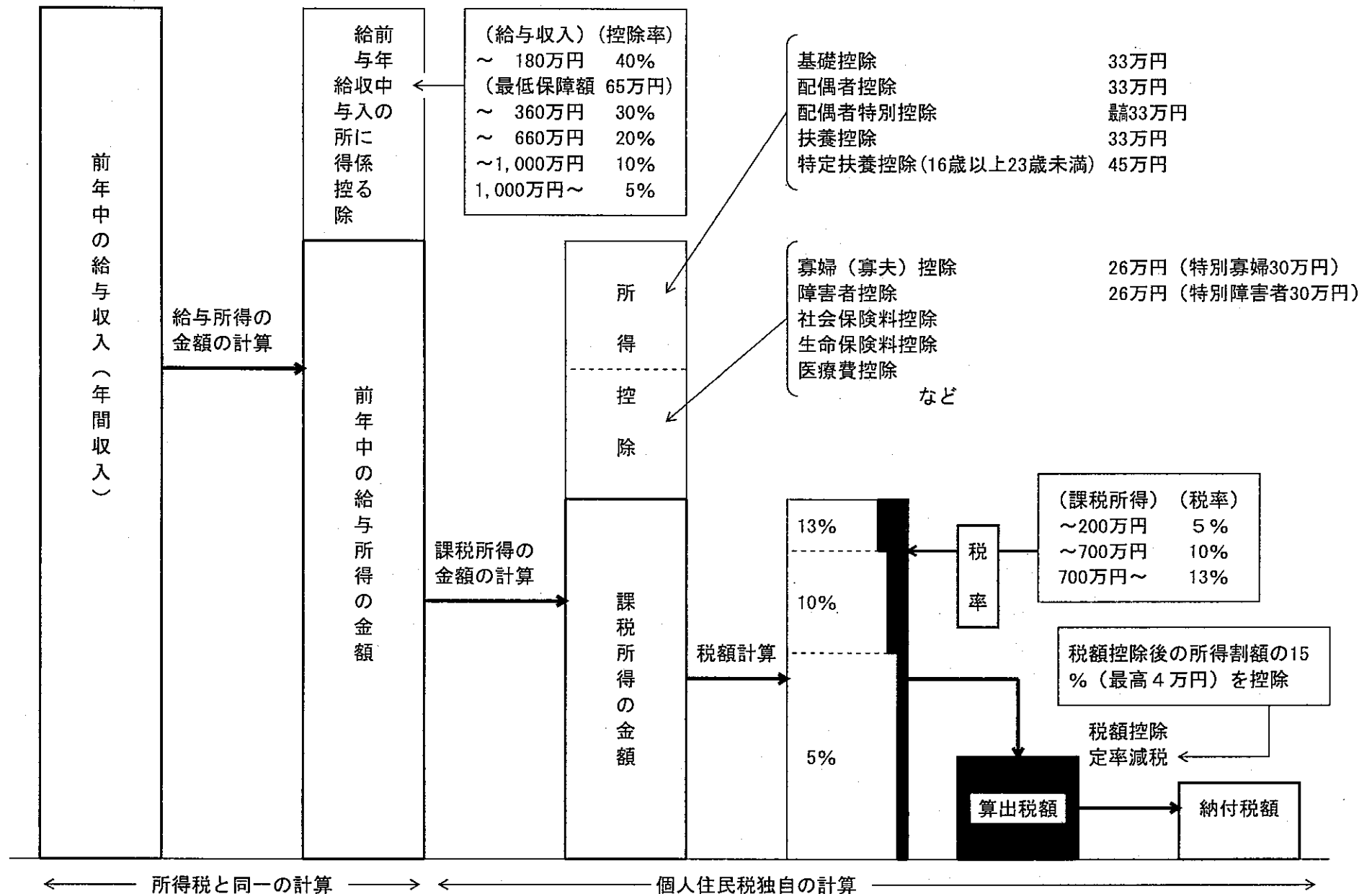
地方税の主な非課税等特別措置による減収額(11,420億円)の内訳(平成12年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (36.0%) 4,110				法人住民税 (10.8%) 1,230	事業税 (22.0%) 2,510	固定資産税 (31.2%) 3,570
生命保険料・損害保険料控除 (9.3%) 1,060	老人マル優等 (19.2%) 2,190	青色申告特別控除 390	その他 470 (3.4%)	(10.8%) 1,230 (4.1%)	(15.2%) 1,730	(31.2%) 3,570
					社会保険診療報酬の所得計算の特例 (6.8%) 780	

- (注) 1 交際費課税の特例による増収分3,660億円は含まれていない。
2 公共・公益法人等に係る固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅用地に係る固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



分離課税に係る退職所得の課税方式（個人住民税）

他の所得と区分して次により分離課税する。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} \times \frac{9}{10} \text{ (注)} = \text{個人住民税所得割額}$$

課税所得金額	税率	控除額
200万円以下	5%	—
700万円以下	10%	10万円
700万円超	13%	31万

税率
内
訳

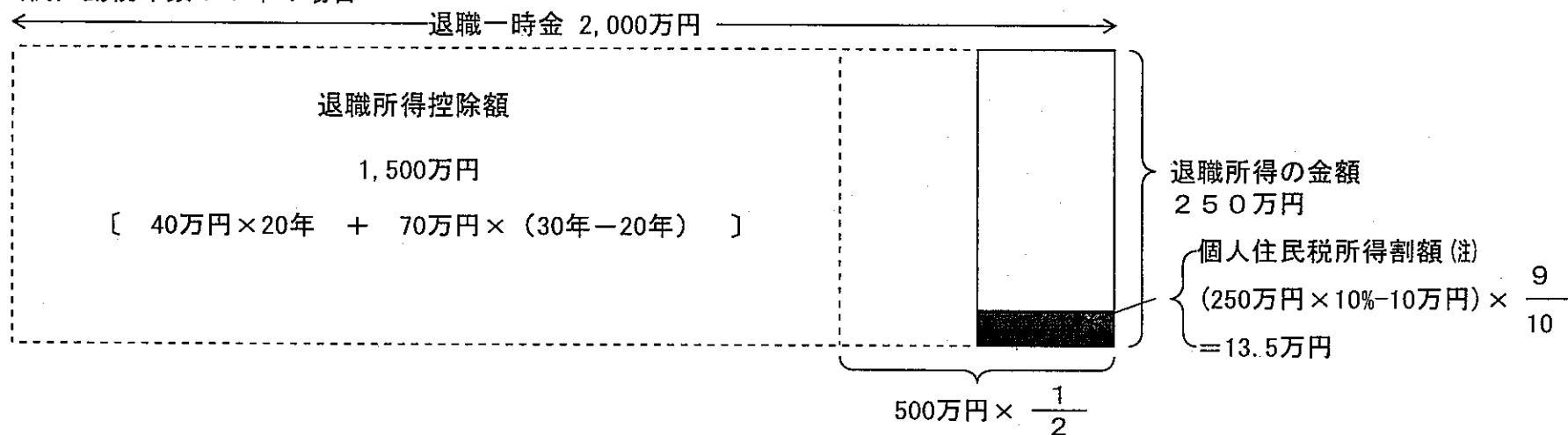
（道府県民税）

課税所得金額	税率	控除額
700万円以下	2%	—
700万円超	3%	7万円

（市町村民税）

課税所得金額	税率	控除額
200万円以下	3%	—
700万円以下	8%	10万円
700万円超	10%	24万

（例）勤続年数30年の場合



（注） 退職所得に係る分離課税の個人住民税所得割額は、退職所得の金額に税率を乗じて求めた金額からその10分の1相当額を控除することとされており、また、収入金額から退職所得控除額を控除した金額に応じ、地方税法別表（簡易税額表）により求めることとされている。